



北上川の樹木を利用してみませんか？

～ 樹木伐採者の募集を開始します ～

岩手河川国道事務所では、**企業や団体、個人等で河川内の樹木の伐採に協力してもらえらる方を募集します。**

簡単な条件を満たせばどなたでも応募でき、伐採した樹木は燃料等の自家消費の他、加工、販売などに利用することもできます。

《目的》

河道内の適正な管理の一環として、河川区域内の樹木について、公募により希望者に伐採してもらい、その伐採した樹木を持ち帰って利用してもらうことにより、伐採費用や処分費の縮減と伐採木の有効活用を図っていくものです。

《概要》

- 伐採箇所：金ヶ崎町三ヶ尻地内
※位置、区画割りについては、別紙参照。
- 樹種：シロヤナギ、オニグルミ、ハリエンジュ等
- 募集期間：令和元年9月25日（水）～令和元年10月16日（水）
- 募集区画数：16区画（一区画約2,800m²～5,100m²）
（一区画あたり参考値：幹体積約20～40m³（軽トラック約25台～50台分））
- 伐採期間：令和元年10月21日（月）～令和2年3月19日（金）【予定】
- 応募資格：次頁を参照。
- 応募方法：応募様式に必要事項を記入の上、郵送または持参。
様式については、岩手河川国道事務所ホームページの「記者発表」に掲載している「北上川の樹木を利用してみませんか？～樹木伐採者の募集を開始します～」をクリックしてダウンロード、もしくは下記出張所で配布。

岩手河川国道事務所ホームページURL：

<http://www.thr.mlit.go.jp/iwate/>

《発表記者会》岩手県政記者クラブ、花巻記者クラブ、北上記者クラブ、奥州市政記者クラブ

問合せ先

国土交通省 東北地方整備局

岩手河川国道事務所 水沢出張所

岩手県奥州市水沢東大通り1-2-14

電話 0197-24-4173

出張所長 カワグチ 川口 勉 高雄（内線6121）

管理第二係長 マツダ 松田 リュウタロウ 龍太郎（内線6125）

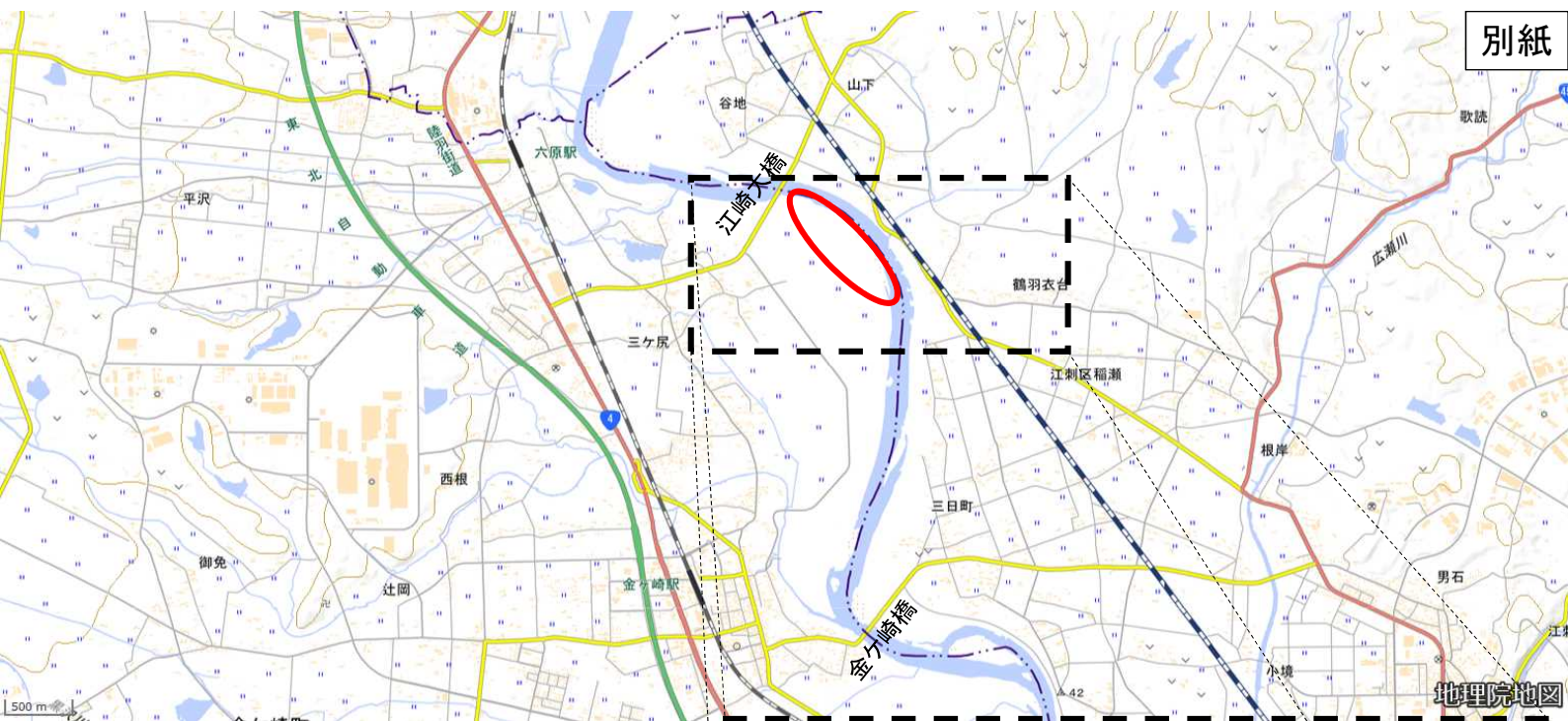
《応募資格》

以下のいずれにも該当しないものであること。

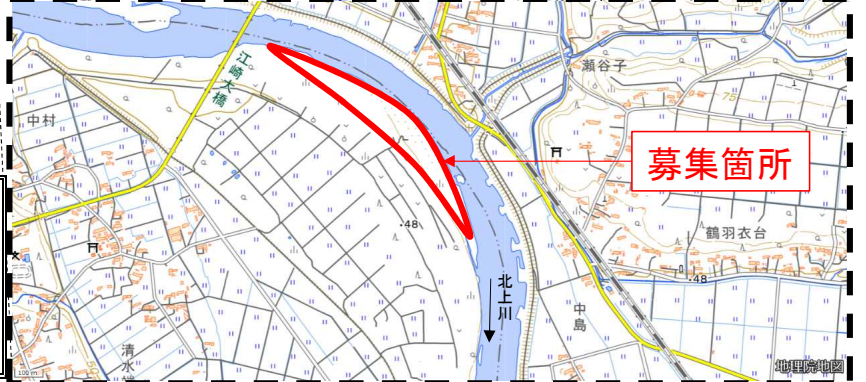
- 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされいる者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者
- 直近1年間の税を滞納している者
- 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者

《留意事項》

- 樹木の採取に当たっては、河川産出物の許可手続き（河川法第25条）が必要になります。
- 伐採、搬出に要する費用は、全て伐採を認められた応募者の負担とし、伐採した樹木は持ち帰ることができます。
- 伐採した樹木の販売、譲渡、流通については、応募者の自己責任となります。
- 伐採時の事故については、自己責任となります。
- 第三者へ危害を及ぼした場合は、応募者が賠償責任を負います。
- 河川管理施設を損傷した場合は、応募者が復旧するものとします。
- 不用な枝葉等の処分は、水沢出張所で実施します。

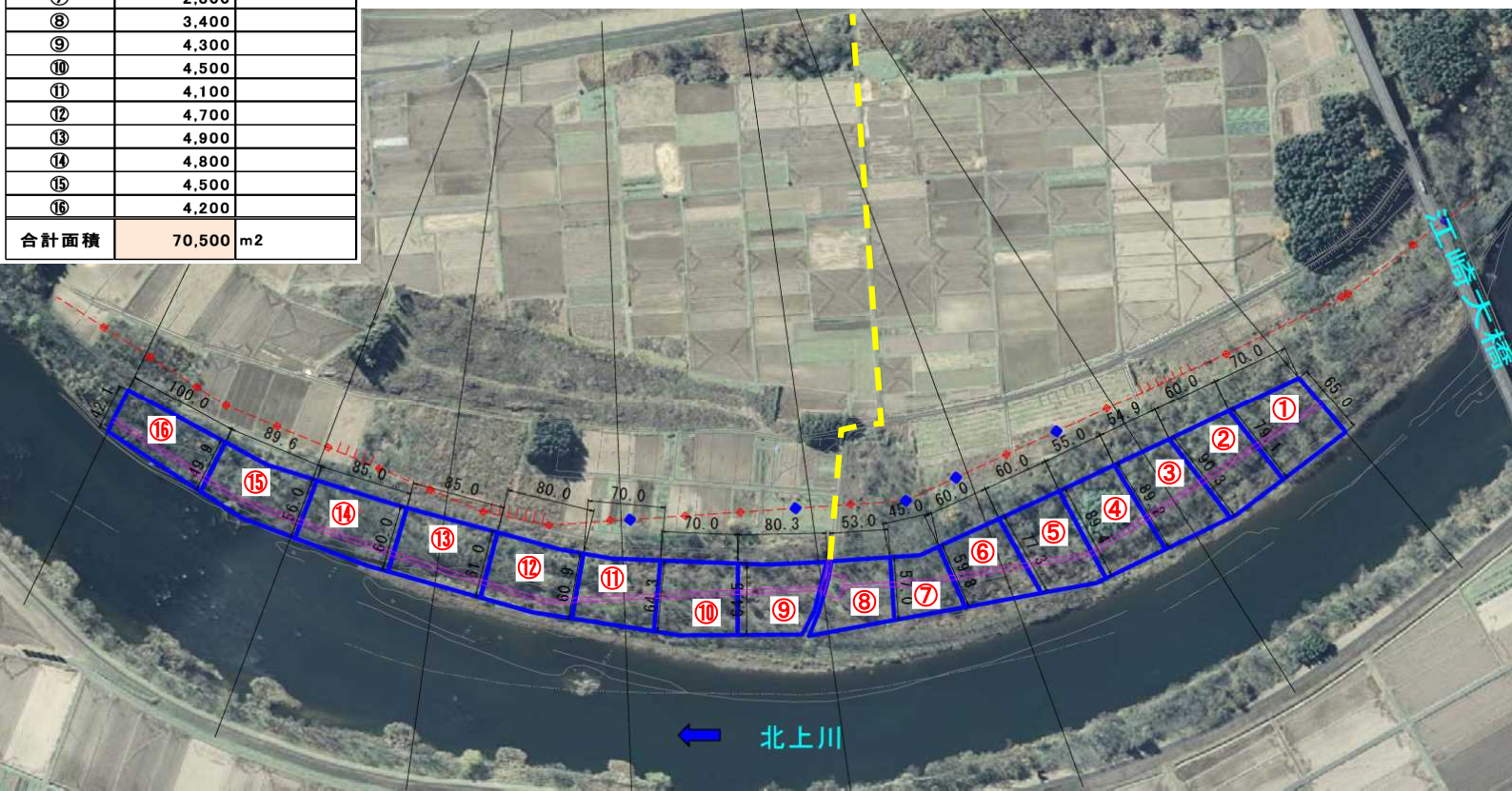


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。
【承認番号 令1東複、第24号】



三ヶ尻地区 伐採区割り面積		
NO.	面積(m2)	備考
①	4,700	
②	4,800	
③	5,100	
④	4,900	
⑤	4,700	
⑥	4,100	
⑦	2,800	
⑧	3,400	
⑨	4,300	
⑩	4,500	
⑪	4,100	
⑫	4,700	
⑬	4,900	
⑭	4,800	
⑮	4,500	
⑯	4,200	
合計面積	70,500 m2	

- 凡例
- 進入路
 - 数字 : 区画番号
 - 区画境界



- (運搬方法) 伐採材は、軽トラックにより搬出する。(積込方法：)
 伐採材は、(t)トラックにより搬出する。(積込方法：)
 その他の方法 ()
- (伐採順序) 通路脇から順次伐採を行う。
 その他の伐採順序 ()
- (枝葉処理) 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
 その他の処理 ()

6. 伐採経験及び保有資格

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記入。

- 以前に岩手河川国道事務所の公募伐採に応募したことがある。
 伐採の経験がある。(経験年数： 年)
 作業者の中に伐採に関わる資格保有者がいる。(保有資格：)
 伐採未経験である。(講習会の参加希望： 平日 土曜日 日曜日)

7. 採取期間

作業予定期間： 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (のうち 日間) を予定

8. 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック☑を記入。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない
 直近1年間の税を滞納している者ではない。
 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

9. 留意事項※確認した項目にチェック☑を記入。

- 樹木の採取に当たっては、河川産出物の許可手続き(河川法第25条)が必要になります。
 伐採、搬出に要する費用は、全て伐採を認められた応募者の負担とし、伐採した樹木は持ち帰ることができます。
 伐採した樹木の販売、譲渡、流通については、応募者の自己責任となります。
 伐採時の事故については、自己責任となります。
 第三者へ危害を及ぼした場合は、応募者が賠償責任を負います。
 河川管理施設及び接続する通路を損傷した場合は、応募者が復旧するものとします。

10. 提出先

以下に郵送または持参で提出。

〒023-0828 岩手県奥州市水沢区東大通り一丁目2-14
岩手河川国道事務所 水沢出張所